

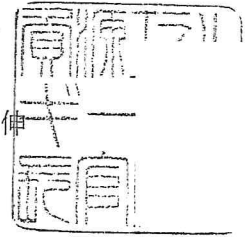
# 経済産業省

20210609公開資第1号  
令和3年6月11日

## 開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

岩田屋フード株式会社  
代表取締役 組坂 善昭 殿

資源エネルギー庁長官 保坂 伸



令和3年5月13日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「法」という。）第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知いたします。

### 記

1. 開示請求のあった行政文書の名称等  
報告徴収依頼文書

平成25年度・平成26年度に資源エネルギー庁から発出された再エネ特措法に基づく報告徴収に関して、報告対象の事業者（整理番号、設備ID、設備名称、発電出力、認定日、発電所在地等）及び報告徴収文書の内容の分かるもの。

2. 法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由

開示請求に係る上記1.の行政文書は、著しく大量の文書であり、法定の不開示情報に該当するものがあるかどうかを精査するのに相当の時間を要し、開示請求のあった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。

3. 開示決定等をする期限

令和3年7月12日（月）までに相当の部分について開示決定等をし、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等を行います。

令和4年5月12日（木）

4. 担当課室等

担当課室：資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部  
新エネルギー対策課 再生可能エネルギー推進室  
電話番号：03-3501-2342